

質問に対する回答(申請書類の資料作成時)

業務名:H25-27国営滝野すずらん丘陵公園事務所運営維持管理業務

| No | 質問                            |                      |  | 備考    | 回答  |
|----|-------------------------------|----------------------|--|-------|---|
|    | 書類名                           | ページ                  | 質問内容   |       |   |
| 1  | ①入札説明書                        | ①2                   | 3. 競争参加資格について、北海道地域の競争参加資格を有する者であることが確認できること、とありますが、確認できる書類の写しを添付するという理解でよろしいでしょうか。他に作成する書類はないということでもよろしいでしょうか。  | 申請関連  | 写しの添付でよろしいです。また、他に作成する書類はありません。   |
| 2  | ①入札説明書<br>②実施要項<br>別添総合評価審査委員 | ①3<br>②19<br>③別添ファイル | 3. 競争参加資格として、(8)北海道開発局札幌開発建設部総合評価委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこととあります。添付資料の中に記載のある札幌開発建設部総合評価審査委員が上記委員会の構成員という理解でよろしいでしょうか。競争参加資格を有することを確実なものとするためにもご教示をお願いします。   | 申請関連  | 別添の札幌開発建設部総合評価審査委員が構成員という理解でよろしいです。                                       |
| 3  | ①入札説明書<br>②実施要項               | ①6<br>②30            | 入札説明書 5. (1) 企画提案に対するヒアリングにおいて、「提出された企画書」についてヒアリングするとされています。一方、実施要項 4.2.5 a) 企画書に関するヒアリングにおいては、「実施方針および企画書」についてヒアリングするとされています。ヒアリングにおいて、提出様式1-6「実施方針」を用いるかどうかご教示をお願いします。                                     | 申請書関連 | ヒアリングについては、「民間競争入札実施要項」4.2.5a) のとおり、実施方針(提出様式1-6)及び企画書に記載された事項について、実施します。 |
| 4  | ①実施要項<br>②別紙5 共通仕様書           | ①24<br>②11 (別紙28)    | 表8中の実施体制において、「開園期間中は①～④の業務責任者のうち2名以上が勤務する体制」とありますが、別紙5共通仕様書P11(別紙28)においては、「第13条1)～3)の業務責任者のうち、少なくとも2名以上勤務する体制」となっています。どちらが正しいのでしょうかご教示をお願いします。   | 申請関連  | 要項に記載がある「開園期間中は①～④の業務責任者のうち2名以上が勤務する体制」が正しいです。                            |
| 5  | ①実施要項                         | ①29                  | 4.2.2⑫として「共同体で参加する場合の協定書の写し」を提出することとされています。申請書類の提出時点においては、共同体構成員が分担する業務価格を決定するにいたらないため、別紙資料として示されている「共同体協定書」のうち、「共同体協定書第8条に基づく協定書」を除いて、その「写し」を提出することの理解でよろしいでしょうか。※共同体協定書第8条に基づく協定書は、業務特定後の提出としていただくよう希望します。 | 申請関連  | 「共同体協定書第8条に基づく協定書」は、申請書類の提出時には不要です。なお、契約書提出時まで「共同体協定書第8条に基づく協定書」を提出して下さい。 |
| 6  | ①実施要項                         | ①36                  | 表10に代替総括責任者の配置条件について「本業務の期間中、本業務以外に専任規定のある工事又は業務に従事できない」とありますが、この「専任規定」の解釈についてご教示をお願いします。(例えば、工事又は業務において、工事又は業務の対象となる特定の事業所に一定期間以上従事することが「専任」にあたる など)  | 申請関連  | 専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的にその工事・業務に係る職務にのみ従事することをいいます。                |
| 7  | ①提出様式1-2                      | ①別紙417               | 1級造園施工管理技士保有者数が「平成25年4月1日時点」となっていますが、平成25年4月1日時点における見込みの保有者数を記載することは難しいため、「平成24年4月1日時点」における保有者数を記載することでもよろしいでしょうか。   | 申請関連  | 平成25年4月1日時点の予定人数を記載するものとし、例として、「平成25年4月1日時点 ○人を予定」と記載下さい。                 |

|    |   |                                    |   |      |  |
|----|---|------------------------------------|---|------|--|
| 8  | ①実施要項<br>②提出様式1-2   | ①21<br>②別紙<br>417                  | 実施要項P21の「表7企業の業務実績等に関する要件」について、④収益施設等管理運営業務の保有資格者として、「索道技術管理者を1名以上有する法人であること」となっていますが、提出様式1-2「企業の業務実績」には索道技術管理者の保有者数の記載欄がありませんので、保有資格の欄に追加記載するという点でよろしいでしょうか。   | 申請関連 | 追加記載願います。  |
| 9  | ①申請書類様式<br>(提出様式1-5-2、1-6)<br>②企画書様式(別添:企画書の提案に関する注意事項等)      | ①別紙<br>423・別<br>紙425<br>②別紙<br>455 | 申請書類における留意事項として、提出様式1-5-2「業務実施における対応方針」及び提出様式1-6「実施方針」には企画書の提案に関する注意事項等の12番のように、「個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容は(中略)評価対象としない」といった条件は付されていませんが、個別法人及び個別グループ名を特定できる記載を行っても問題ないという理解でよろしいでしょうか。  | 申請関連 | 実施方針については、個別法人及び個別グループ名を特定できる記載がある場合、該当箇所の黒塗りを行い内容について確認・審査します。  |
| 10 | ①申請書類様式   | ①別紙<br>438                         | 申請書類における留意事項として、留意事項の1番に通し番号をページの右下に記載することが示されています。その際、片面印刷が規定されていない書類では両面印刷を行う予定としていますが、両面印刷の場合(裏面)でもページ番号の記載は右隅に行くことになるのでしょうか。また、会社概要など、ページ番号がすでに記載されており、製本された書類についても、全てのページにページ番号を記載することになるのでしょうか、または、冊子の表紙にのみページ番号をふればよろしいでしょうか。  | 申請関連 | 両面印刷の場合(裏面)でもページ番号を右下に記載して下さい。<br>また、会社概要、製本された書類についても全てのページに通し番号を記載して下さい。   |
| 11 | ①実施要項<br>②別紙5 H25-27<br>国営滝野すずらん<br>丘陵公園運営維持<br>管理業務共通仕様<br>書 | ①21<br>②別紙47                       | 企業の業務実績等に関する要件(実施要項)及び第14条業務実施体制(個別仕様書)において事業者が保有する必要がある資格として、索道管理技術者(再委託も可能とする)と定められていますが、これは、事業者として決定後、業務開始時までに配置等による資格証明書の写しを提出することでよろしいでしょうか。   | 申請関連 | 事業者として決定後の提出でよろしいです。   |
| 12 | ①申請書類様式   | ①23                                | 申請書類における留意事項として、留意事項の1番に通し番号をページの右下に記載することが示されています。その場合、会社概要など、ページ番号がすでに記載されており製本された書類についても、全てのページにページ番号を記載することになるのでしょうか、または、冊子の表紙にのみページ番号をふればよろしいでしょうか。<br>ご教示をお願いします。   | 申請関連 | 会社概要、製本された書類についても全てのページに通し番号を記載して下さい。  |
| 13 | ①個別仕様書<br>②数量総括表  | ①別紙<br>112・<br>113・122<br>②1~11    | 個別仕様書に記載の項目が数量総括表中の工種等には記載されていないもの(例:個別仕様書(植物管理)別紙113頁第9条:芝生病虫害防除⇒数量総括表に記載なし)、逆に数量総括表に記載されている工種等が個別仕様書には記載されていないもの(例:植物管理・芝刈工、林地管理・林地除草工)があります。<br>また、数量総括表と業務費内訳表(入札説明書別紙5)とで工種等の名称が異なるものがあるなど、いくつかの部分で整合していないものが見られます。<br>提出様式1-6の別紙として提出が求められている「年間業務計画」は、数量総括表に従って作成することでよろしいでしょうか。 | 申請関連 | 別紙113頁第9条 芝生病虫害防除工については、数量総括表の芝生雑工に含んでおります。<br>数量総括表に記載がある工種の植物管理・芝刈工は、個別仕様書P112、第2章 芝生管理の第7条 管理水準、第8条 芝刈工に記載されております。<br>林地管理・林地除草工は、個別仕様書P122、第5章 林地管理の第37条 林地除草工に記載されております。<br>また、「年間業務計画」は、数量総括表に従って作成してよろしいです。 |
| 14 | ①申請書類様式<br>(提出様式1-6)<br>※別紙年間業務<br>計画                         |                                    | 管理運営業務の実務にあたっては、天候等の影響により工種の施工回数や施工範囲の変更等がありえると考えられるため、本計画書は標準のものとし、現場の状況で工種の変更、追加、削除について委託者と協議のもと実施すると考えております。よって、本様式(年間業務計画書)は、当初計画として事業者が想定する工種及び回数等での計画書でよろしいでしょうか。   | 申請関連 | 年間業務計画は、当初計画として事業者が想定する工種及び回数等(数量総括表)により作成してよろしいです。  |

|    |       |               |  |  |
|----|-------|---------------|--|--|
| 15 | 入札説明書 | P5~6          | 申請書類に関しては、申請書類・企画書・収益施設運営計画書及び様式1-10（2面）等の提出場所等が交付されております入札説明書にありましたが、企画書が別紙資料様式2と、収益施設運営計画書が別紙資料様式3の提出と、1-10とは、別紙資料様式1の1から10までのことを言うことでしょうか？または1と10のみで宜しいのでしょうか？    | 1-10とは、提出様式1-10、誓約書の第1面及び第2面を示します。   |
| 16 | 実施要項  | P21           | 実施要項の表7に、下記に示す業務（平成14年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る）において1件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成25年3月31日までの業務実績を含む）とありますが、これに関しては、弊社としての実績でしょうか？弊社社員に実績があれば宜しいのでしょうか？ | 表7は、「企業の業務実績等に関する要件」のため、企業としての実績を記載下さい。  |
| 17 | 実施要項  | P21<br>P23~25 | 実施要項の表7及び表8の、1級造園施工管理技士と索道技術管理者に関しては、H25年4月1日までに雇用関係であれば宜しいのでしょうか？   | 表8は、企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、必要とされる資格を証明する書類の写しとともに、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を申請書類に添付して下さい。<br>表7については、申請時の保有資格者人数を記載してください。なお、索道技術管理者は再委託でもよいです。 |